

貸借対照表
年 月 日現在

(会社名
)

資 産 の 部

I 流動資産		千円
現金及び預金		×××
受取手形		×××
建設事業未収入金		×××
管理事業未収入金		×××
その他事業未収入金		×××
有価証券		×××
未成工事支出金		×××
材料貯蔵品		×××
短期貸付金		×××
前払金		×××
前払費用		×××
繰延税金資産		×××
その他流動資産		×××
貸倒引当金		<u>△×××</u>
流動資産合計		××××
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	×××	
減価償却累計額	△×××	
減損損失累計額	<u>△×××</u>	×××
機械・運搬具	×××	
減価償却累計額	△×××	×××
減損損失累計額	<u>△×××</u>	×××
工事、器具及び備品	×××	
減価償却累計額	△×××	×××
減損損失累計額	△×××	×××
土地		×××
建設仮勘定		×××
その他有形固定資産	×××	
減価償却累計額	△×××	×××
減損損失累計額	<u>△×××</u>	×××
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
特許権		×××

借地権	×××
その他無形固定資産	<u>×××</u>
無形固定資産計	×××
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	×××
関係会社株式・関係会社出資金	×××
長期貸付金	×××
長期前払費用	×××
繰延税金資産	×××
その他投資等	×××
貸倒引当金	<u>△×××</u>
投資その他の資産計	<u>×××</u>
固定資産合計	××××
Ⅲ 繰延資産	
創立費	×××
開業費	×××
株式交付費	×××
社債発行費	×××
開発費	×××
繰延資産合計	<u>××××</u>
資産合計	<u>××××</u>
	負債の部
Ⅰ 流動負債	
支払手形	×××
建設事業未払金	×××
管理事業未払金	×××
その他事業未払金	×××
短期借入金	×××
社債（1年内償還予定）	×××
未払金	×××
未払法人税等	×××
未払事業所税等	×××
未払費用	×××
前受金	×××
預り金	×××
前受収益	×××
役員賞与引当金	×××
賞与引当金	×××
延払工事利益繰延金	×××
繰延税金負債	×××

(何) 引当金	×××
その他流動負債	<u>×××</u>
流動負債合計	××××
II 固定負債	
社債	×××
長期借入金	×××
繰延税金負債	×××
退職給付引当金	×××
(何) 引当金	×××
のれん	×××
その他の固定負債	<u>×××</u>
固定負債合計	<u>××××</u>
負債合計	<u>××××</u>
	純資産の部
I 株主資本	
資本金	××××
新株式申込証拠金	××××
資本剰余金	
資本準備金	××××
その他資本剰余金	<u>××××</u>
資本剰余金合計	××××
利益剰余金	
利益準備金	××××
その他利益剰余金	××××
(何) 積立金	××××
繰越利益剰余金	××××
利益剰余金合計	<u>××××</u>
自己株式	××××
自己株式申込証拠金	<u>××××</u>
株主資本合計	××××
II 評価・換算差額等	××××
その他有価証券評価差額金	××××
繰延ヘッジ損益	××××
土地評価差額金	<u>××××</u>
評価・換算差額等合計	××××
III 新株予約権	<u>××××</u>
純資産合計	<u>××××</u>
負債・純資産合計	<u>××××</u>

(記載上の注意)

- 1 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 2 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 3 「その他流動資産」、「その他有形固定資産」、「その他無形固定資産」、又は「その他投資等」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。
- 4 3は、負債の部の記載に準用する。
- 5 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払金」、「前払費用」、「特許権」及び「借地権」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ「その他流動資産」、「その他無形固定資産」に含めて記載することができる。
- 6 5は、「未払金」、「未払費用」、「前受金」、「預り金」、「前受収益」及び「のれん」の表示に準用する。
- 7 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 8 事業税として支払うべき額は未払事業所税等に計上すること。ただし、税効果会計を適用する場合には、利益に関する金額を課税標準として課せられる事業税の額を未払法人税等に計上し、収益に関する金額を課税標準として課される事業税の額を未払法人税等に計上し、収益に関する金額を課税標準として課される事業税の額を未払事業所税等に計上すること。
- 9 繰延税金資産と繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。
- 10 長期繰延税金資産と長期繰延税金負債とがある場合には、その差額を長期繰延税金資産又は長期繰延税金負債として記載しなければならない。
- 11 注記は、他の適当な箇所に記載することができる。
- 12 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。